

◆◆◆欧州知的財産ニュース◆◆◆

2009年9～10月号 (Vol.34)

2009年10月21日

JETRO デュッセルドルフセンター

目次

記事の閲覧には pdf ファイルの「しおり」もご利用ください。

ジェトロ・ウェブサイトの欧州の知財ページ <http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/> も併せてご利用ください。

《 特許 》

EPO-USPTO, 特許審査ハイウェイの試行期間を延長
フィンランドと韓国, 特許審査ハイウェイ試行開始に合意
英国知的財産庁, 商標・特許の新料金・サービスを開始
英国と韓国, 特許審査ハイウェイ試行開始
デンマークとカナダ, 特許審査ハイウェイ試行開始

《 意匠・商標 》

英国知的財産庁, 商標・特許の新料金・サービスを開始
OHIM, 2008年の審決の概観を公表

《 模倣品・海賊版対策 》

欧州委員会, 「域内市場における知的財産権エンフォースメントの強化」と題するコミュニケーションを採択

《 特許情報・電子出願 》

アルバニア特許商標庁, 2008年年報公表
ベネルクス知的財産庁, 2008年年報公表
ブルガリア特許庁, 2008年年報公表
クロアチア知的財産庁, 2008年年報公表
デンマーク特許商標庁, 2008年年報公表
ハンガリー特許庁, 2008年年報公表
ポルトガル産業財産庁, 2008年年報公表
ルーマニア発明商標庁, 2008年年報公表
ロシア特許商標庁, 2008年年報公表

スペイン特許商標庁, 2008 年年報公表
スウェーデン特許庁, 2008 年年報公表

◀その他▶

英国がブラジルと知財分野での協力継続に合意
フランス, 知的財産の裁判管轄を集中へ
EUと韓国がFTAに仮署名, 知財も盛り込まれる

欧州知的財産ニュースは, JETRO デュッセルドルフセンター産業財産権調査員(川俣・山崎)により作成されたものです。配信又は配信中止のご希望, 内容に関するお問い合わせ, ご意見・ご希望は, patent_tcd@jetro.go.jp までお知らせ下さい。

掲載内容を許可なく転載すること, Webサイトへアップすることは固く禁じます。なお, 掲載するニュースの記載内容については, 正確性を十分に期しておりますが, 記載の内容に起因する損害や不利益等が生じても責任は負いかねますので, 予めご了承下さい。

《特許》

EPO-USPTO, 特許審査ハイウェイの試行期間を延長

欧州特許庁 (EPO) は, 9月22日, 米国特許商標庁 (USPTO) との特許審査ハイウェイ (PPH; Patent Prosecution Highway) の試行期間を12カ月延長する旨プレスリリースを行った。

EPO と USPTO は, 2008年9月29日から2009年9月29日まで1年間の特許審査ハイウェイの試行を行っているが, 試行開始当初より更に1年間の延長も可能であるとされていた。

EPO-USPTO 特許審査ハイウェイの試行への参加については, 更新された要件がまもなく EPO のホームページで公表される。

— EPO のプレスリリースは, 以下参照 —

<http://www.epo.org/topics/news/2009/20090922a.html>

— 2008年9月26日のEPOのプレスリリース「EPO-USPTO, 特許審査ハイウェイ試行開始」については, 欧州知的財産ニュース2008年9～10月号 (Vol.28) 第4-5頁参照 —

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_028.pdf

フィンランドと韓国, 特許審査ハイウェイ試行開始に合意

フィンランド特許庁 (NBPR) は, 9月23日, 韓国特許庁 (KIPO) との間において特許審査ハイウェイ (PPH) 試行を開始する旨プレスリリースを行った。2009年9月23日にジュネーブで開催された NBPR と KIPO との長官会合において合意した。

PPH 試行は2010年1月4日より開始し, 1年間の試行の結果を評価した上で本格的な実施を決定する。NBPR にとっての PPH 試行開始は, 日本国特許庁 (JPO) と米国特許商標庁 (USPTO) との試行に続いて3つ目。

— NBPR によるプレスリリースは, 以下参照 —

http://www.prh.fi/en/uutiset/P_165.html

英国知的財産庁、商標・特許の新料金・サービスを開始

こちらを参照。

英国と韓国、特許審査ハイウェイ試行開始

英国知的財産庁 (UKIPO) は、10月5日、韓国特許庁 (KIPO) との特許審査ハイウェイ (PPH) 試行を開始した旨プレスリリースを行った。同プレスリリースにおいて、英国と韓国との PPH 試行は、既に UKIPO が開始している日本国特許庁 (JPO)、米国特許商標庁 (USPTO) との PPH の成功に基づいて行われるものであり、お互いの国内審査の重複の減少を目的としたワークシェアリングを発展させようとしている国際的な取組を促進するものであると述べられている。

— UKIPO によるプレスリリースは、以下参照 —

<http://www.ipo.gov.uk/about/press/press-release/press-release-2009/press-release-20091005a.htm>

— KIPO によるプレスリリースは、以下参照 —

http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.board.BoardApp&c=1001&board_id=kiponews&catmenu=ek20200

デンマークとカナダ、特許審査ハイウェイ試行開始

デンマーク特許商標特許庁 (DKPTO) は、10月6日、カナダ特許商標庁 (CIPO) との間において特許審査ハイウェイ (PPH) 試行を10月1日から開始した旨プレスリリースを行った。DKPTO にとっての PPH 試行開始は、日本国特許庁 (JPO)、米国特許商標庁 (USPTO)、韓国特許庁 (KIPO) との試行に続いて4つ目となる。

PPH 試行は2011年9月30日までの2年間の予定。ただし、必要に応じて延長される場合や、処理能力を超える請求件数やその他の理由によって終了される場合もある。また、試行の結果を評価した上で本格的な実施を決定する。

— DKPTO によるプレスリリースは、以下参照 —

<http://www.dkpto.org/updates/2009/new-pph-agreement-between-denmark-and-canada.aspx>

— PPH 試行の具体的内容は、以下参照 —

<http://internationalcooperation.dkpto.org/patent-prosecution-highways/pph-between-denmark-and-canada.aspx>

— CIPO によるプレスリリースは、以下参照 —

http://www.cipo.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/h_wr00030.html#october1

《 意匠・商標 》

英国知的財産庁、商標・特許の新料金・サービスを開始

英国知的財産庁 (UKIPO) は、10月1日、商標・特許の新料金・サービスを開始した。3月～6月に行われた意見募集の結果が反映された商標規則 2008 (Trade Marks Rules 2008)、特許規則 2007 (Patent Rules 2007) が10月1日に発効したことによるものであり、UKIPO は「低価格で簡単な商標がビジネス資産を保護する」及び「低価格で迅速な特許がビジネス効率を改善する」と題する2つのプレスリリースを行った。

ラミー知的財産担当大臣は、商標について「早期支援サービス (“Right Start”) の導入と電子出願の割引は、知財を活用しようとしているビジネスを支援するものである。商標とはブランドの独創性によって得られる利益の保護を可能にするものであって、商標登録による小さな投資によって将来の大きな商業的成功をもたらす。この取組は、企業が商標登録をして利益を獲得しようとするのを、低価格かつ簡単にするものである。」とコメントしている。

他方、特許に関するプレスリリースにおいては、ビジネス効率を改善する取組として、電子出願の減額と共に、優先権書類のアクセスサービス (優先権書類を世界知的所有権機関 (WIPO) に保存することにより外国出願の際に優先権書類の紙のコピーを外国の特許庁へ送付することが不要となる無料のサービス) 及びワークシェアリングの取組についても紹介され、ラミー知的財産担当大臣は次のようにコメントしている。「UKIPO は、特に景気低迷の状況にある英国企業を支援し知財保護を継続していくため、特許システムを効率化し、時間と費用を節約し、全体のプロセスをより魅力的にしようとしている。英国はより効果的な世界の特許システムを探求し、相互承認への道を主導している。また、電子出願は、UKIPO の遅延を減らし、企業のために特許へのプロセスを簡潔にし、企業に対して経済的な利益ももたらすものである。」

— UKIPO の商標についてのプレスリリースは、以下参照 —

<http://www.ipo.gov.uk/about/press/press-release/press-release-2009/press-release-20091001.htm>

— UKIPO の特許についてのプレスリリースは、以下参照 —

<http://www.ipo.gov.uk/about/press/press-release/press-release-2009/press-release-20091005.htm>

— 商標・特許の新料金・サービスの具体的内容については、欧州知的財産ニュース 2009年7～8月号 (Vol.33) 第8～9頁参照 —

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_033.pdf

OHIM, 2008年の審決の概観を公表

OHIM (欧州共同体商標意匠庁) は、10月8日、「2008年の審決の概観(Yearly Overview of Decisions of the Boards of Appeal 2008)」と題するレポートを公表した。

2008年にOHIMの審判は、査定系1288件と当事者系578件の合計1866件について審決を下しており、このレポートはこれらから選択された審決によって構成されている。審決の概観を公表するのは今回で3年目となる。

このレポートでは、手続面の問題や拒絶理由の種類によって各審決が分類されて紹介されており、審判におけるCase-Lawの進展を把握することが可能になっている。例えば、共同体商標の絶対的拒絶理由については、文字商標、図形商標、立体商標に分類され、文字商標についてはさらに、1語、2語以上の組み合わせ、文字と数字、略称/頭文字、標語と表現、地理的名称というように審決の論点によって細かく分類されている。また、レポートに掲載されている全ての審決は審決データベースで参照することができる。

— OHIMによるプレスリリースは、以下参照 —

<http://oami.europa.eu/ows/rw/news/item1112.en.do>

— レポート全文は、以下参照 —

http://oami.europa.eu/ows/rw/resource/documents/OHIM/OHIMPublications/boa_compilation_2008.pdf

— 審決データベースは、以下参照 —

http://oami.europa.eu/search/LegalDocs/la/en_BoA_index.cfm

《 模 倣 品 ・ 海 賊 版 対 策 》

欧州委員会、「域内市場における知的財産権エンフォースメントの強化」と題するコミュニケーションを採択

欧州委員会は、9月14日、「域内市場における知的財産権エンフォースメントの強化 (Enhancing the enforcement of intellectual property rights in the internal market)」と題する、欧州議会、閣僚理事会及び欧州経済社会委員会へのコミュニケーション (COM(2009) 467 final) を採択した旨プレスリリースした。本コミュニケーションは、模倣品・海賊版に対する法制面ではなく運用面での取り組みを示したものであり、既存の法制の枠内での民間企業、政府、消費者のより一層の協力を焦点を当てている。

欧州委員会は2008年7月16日に「欧州の産業財産権戦略」と題するコミュニケーションを提出しており、これに呼応する形でEU競争力理事会は2008年9月25日に「包括的な欧州の反模倣品・海賊版計画」に関する決議を採択している。本コミュニケーションはこの決議に基づくもの。

プレスリリースに際し、欧州委員会のマクリービー委員（域内市場・サービス担当）は、次のように述べている。「知的財産権はイノベーションと創造を促進するものであり、それによって、ビジネスの発展、知識、更なるイノベーションと雇用の促進という重要なサイクルを生み出している。また、知的財産権は、消費者に対して製品やサービスの信頼性や安全性の再確認を可能にするものである。しかし残念なことに、正当な意図を崩壊させようとしている者がいる。我々は、法制の強化ではなく強力な協力関係の結集によって、この危険な動向を食い止める必要がある。」

欧州委員会は、効率的で、バランスがよく、予測可能な知的財産権エンフォースメントのシステムの確立を目指すとしている。本コミュニケーションの概要は以下のとおり。

- ・ 欧州の模倣品・海賊版監視部門 (Observatory) が、各加盟国の代表、民間企業の専門家、消費者と協力して、データ収集、問題の範囲と大きさの分析、情報共有、最良の運用と戦略の推進、認識の向上、重要問題解決の提案を行うことをサポートする。
- ・ より有益な情報交換と相互協力が可能となるように欧州内での協力を促進する。また、情報共有のための電子ネットワークを利用可能とする。
- ・ 紛争や訴訟を打開するため、例えばインターネット上での模倣品の販売等の具体的な問題に対して、急速に変化する市場や技術に適応できる自発的な協力関係を発展させることによって、利害関係者同士の連携を構築する。このような合意形成は欧州内に留まらず、グローバルレベルのベストプラクティスの基礎となる。

— 欧州委員会の本件に関するプレスリリースは、以下参照 —

<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/09/1313&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>

— コミュニケーション本文は、以下参照 —

http://ec.europa.eu/internal_market/iprenforcement/docs/ip-09-1313/communication_en.pdf

— 欧州委員会が提出した「欧州の産業財産権戦略」については、欧州知的財産ニュース 2008年7～8月号 (Vol.27) 第9頁参照—

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_027.pdf

— EU競争力理事会が議決した「包括的な欧州の反模倣品・海賊版計画」については、欧州知的財産ニュース 2008年9～10月号 (Vol.28) 第11頁参照—

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_028.pdf

《特許情報・電子出願》

アルバニア特許商標庁、2008年年報公表

アルバニア特許商標庁は、2008年年報を公表した。

— 年報全文は、以下参照 —

http://www.alpto.gov.al/foto/pdf/Rapporti%20vjeter%20DPM_OK%202008.pdf

ベネルクス知的財産庁、2008年年報公表

ベネルクス知的財産庁は、2008年年報を公表した。

— 年報全文は、以下参照 —

<http://www.boip.int/en/pdf/reports/jaarverslag2008.pdf>

ブルガリア特許庁、2008年年報公表

ブルガリア特許庁は、2008年年報を公表した。

－ 年報全文は、以下参照 －

http://www1.bpo.bg/images/stories/about_bpo/annual_report08eng.pdf

クロアチア知的財産庁，2008 年年報公表

クロアチア知的財産庁は、2008 年年報を公表した。

－ 年報全文は、以下参照 －

http://www.dziv.hr/en/webcontent/file_library/inf_sources/pdf/godisnje_izvjesce_2008.pdf

デンマーク特許商標庁，2008 年年報公表

デンマーク特許商標庁は、2008 年年報を公表した。

－ 年報全文は、以下参照 －

<http://www.dkpto.org/media/145598/statusandperspectives2008.pdf>

ハンガリー特許庁，2008 年年報公表

ハンガリー特許庁は、2008 年年報を公表した。

－ 年報全文は、以下参照 －

<http://www.hpo.hu/hivatalrol/evjel2008.pdf>

ポルトガル産業財産庁，2008 年年報公表

ポルトガル産業財産庁は、2008 年年報を公表した。

－ 年報全文は、以下参照 －

http://www.marcaspatentes.pt/files/collections/pt_PT/4/70/Relat%C3%B3rio%20Estat%C3%ADstico%20Anual_2008.pdf

ルーマニア発明商標庁，2008 年年報公表

ルーマニア発明商標庁は，2008 年年報を公表した。

－ 年報全文は，以下参照 －

<http://www.osim.ro/rapoarte/raport2008/OSIM%20RA%202008.pdf>

ロシア特許商標庁，2008 年年報公表

ロシア特許商標庁は，2008 年年報を公表した。

－ 年報全文は，以下参照 －

http://www1.fips.ru/wps/wcm/connect/content_en/en/about_rospatent/reports/reports_2008

スペイン特許商標庁，2008 年年報公表

スペイン特許商標庁は，2008 年年報を公表した。

－ 年報全文は，以下参照 －

<http://www.oepm.es/cs/Satellite?blobcol=urldata&blobheader=application%2Fpdf&blobheadername1=Content-Disposition&blobheadername2=MDT-Type&blobheadervalue1=inline%3B+filename%3Dmemoria2008.pdf&blobheadervalue2=abinary%3B+charset%3DUTF-8&blobkey=id&blobtable=MungoBlobs&blobwhere=1150480946146&ssbinary=true>

スウェーデン特許庁，2008 年年報公表

スウェーデン特許庁は，2008 年年報を公表した。

－ 年報全文は，以下参照 －

http://www.prv.se/upload/dokument/English/Annual%20reports/2008_Annual_report.pdf

《その他》

英国がブラジルと知財分野での協力継続に合意

英国知的財産庁 (UKIPO) は、9月16日にロンドンで開催された英国とブラジルとの経済貿易共同委員会 (JETCO: Joint Economic and Trade Committee) の第4回閣僚級会合において知財分野での協力継続について共同声明を採択した旨プレスリリースした。

英国とブラジルとの経済貿易委員会は、経済、産業、商業の連携強化を目的として2006年3月に設立されたものであり、2006年9月の第1回会合で採択された共同声明においても、UKIPOとブラジル国家工業所有権院 (INPI) との協力について言及されていた。

UKIPO のフレッチャー長官は、両国の協力の概要は以下のとおりとしている。

- ・ これまでの協力分野
 - 特許と商標の審査官の研修
 - 質の管理
 - 英国の法律及びITシステムについて見解と経験の共有
 - グローバルな知財システムについて課題の分析の共有
- ・ 来年以降の協力分野
 - 更なる特許の審査官の研修
 - 環境保全の技術分野における人材交流
 - 国際的な共同研究開発における知財管理の合意モデルの模索

INPI のデ・パウラ・コスタ・アビラ長官は二庁間の協力継続を歓迎し、「我々は、両国の技術革新と成長に寄与するために新しい道を探求しなくてはならない。」と述べている。

一方、外務・英連邦省のプレスリリースは、UKIPO が INPI に対して特許のITシステムの実行のために専門家を派遣することに合意したと伝えている。

— UKIPO のプレスリリースは、以下参照 —

<http://www.ipo.gov.uk/press-release-20090921>

— 外務・英連邦省のプレスリリースは、以下参照 —

<http://ukinbrazil.fco.gov.uk/en/working-with-brazil/climate-change/jetco>

— 英国貿易投資総省のプレスリリースは、以下参照 —

https://www.uktradeinvest.gov.uk/ukti/appmanager/ukti/countries?_nfpb=true&genericSummary_23_actionOverride=%2Fpub%2Fportlets%2FgenericSummary%2FshowContentItem&_windowLabel=genericSummary_23&genericSummary_23_navigationPageId=%2Fbrazil&genericSummary_23_navigationOrigPortlet=Further_Information&genericSummary_23_navigationContentPath=%2FBEA+Repository%2F328%2F411297&_pageLabel=CountryType1

フランス、知的財産の裁判管轄を集中へ

フランス産業財産庁 (INPI) は、10月12日、知的財産の裁判管轄を改正する2つの法令 (「décret n° 2009-1204 du 9 octobre 2009」及び「décret n° 2009-1205 du 9 octobre 2009」) が官報において公表された旨プレスリリースを行った。施行日は、11月1日。

この改正によって知的財産の裁判管轄はより一層集中化されることになり、とりわけ特許及び実用新案については今後全ての訴訟がパリの大審裁判所及び控訴院¹において取り扱われる。改正前後の裁判管轄は以下のとおり。

	改正前	改正後
特許、実用新案、補充的保護証明書 ² 、半導体製品の回路配置に関する訴訟	下記①	パリ大審裁判所・控訴院
商標、意匠、著作権、地理的表示に関する訴訟	特別の規定なし	下記②
特許、実用新案、補充的保護証明書、半導体製品の回路配置についてのINPIの長官の決定 ³ に対する不服申立	下記③	パリ控訴院
商標、意匠についてのINPIの長官の決定に対する不服申立	下記③	下記④

① マルセイユ大審裁判所 (エクス・アン・プロバンス控訴院)、ボルドー大審裁判所・控訴院、ストラスブール大審裁判所 (ナンシー控訴院)、リール大審裁判所 (ドゥエ控訴院)、リヨン大審裁判所・控訴院、パリ大審裁判所・控訴院、トゥールーズ大審裁判所・控訴院

② ボルドー大審裁判所・控訴院、リール大審裁判所 (ドゥエ控訴院)、リヨン大審裁判所・控訴院、マルセイユ大審裁判所 (エクス・アン・プロバンス控訴院)、ナンシー大審裁判所・控訴院、ナンテール大審裁判所 (ベルサイユ控訴院)、パリ大審裁判所・控訴院、レンヌ大審裁判所・控訴院、フォーール・ド・フランス大審裁判所・控訴院

¹ フランスにおける大審裁判所及び控訴院は、日本の地方裁判所及び高等裁判所に相当する。

² 医薬、医薬の製造方法、当該医薬製造のために必要な製品、当該製品を製造するための方法に係る特許及び実用新案については存続期間延長のため補充的保護証明書を取得することができる。

³ フランスでは法律上、INPI長官が登録に際して審査を行うこととされている。

- ③ エクス・アン・プロバンス, ボルドー, コルマル, ドゥエ, リモージュ, リヨン, ナンシー, パリ, レヌ, トゥールーズの各控訴院
- ④ エクス・アン・プロバンス, ボルドー, ドゥエ, リヨン, ナンシー, パリ, レヌ, ベルサイユ, フォール・ド・フランスの各控訴院

— INPIによるプレスリリースは, 以下参照 (フランス語) —

http://www.inpi.fr/fr/l-inpi/actualites/actualites/article/juridictions-competentes-en-matiere-de-propriete-intellectuelle-entree-en-vigueur-des-decret.html?tx_ttnews%5BbackPid%5D=1855&cHash=1d656bb701

— 2つの法令は, 以下参照 (フランス語) —

http://www.inpi.fr/fileadmin/mediatheque/pdf/Actualites/decret2009_1204.pdf

http://www.inpi.fr/fileadmin/mediatheque/pdf/Actualites/decret2009_1205.pdf

EUと韓国がFTAに仮署名, 知財も盛り込まれる

欧州委員会は, 10月15日, EUのキャサリン・アシュトン通商担当委員と韓国のキム・ジョンフン通商交渉本部長との間で自由貿易協定(FTA)に仮署名した旨プレスリリースを行った。

仮署名によってEUと韓国との交渉は終了したことになるが, 今後欧州においては, 2010年前半に欧州委員会が正式にEU加盟国へ合意したテキストを提示し, EU議長と欧州委員長による署名の後, 欧州議会による承認の手続きが行われる。発効は2010年後半となる見通し。

このプレスリリースでは, 知的財産の分野においても大きな進展があったことが述べられており, 主要項目として, 知的財産に関連する項目が以下のとおり盛り込まれている。

・知的財産の保護 (エンフォースメント強化を含む) 等の規制の問題について, 透明性と予測可能性を実現する。

・シャンパン, パルマハム, フェタチーズ, リオハまたはトカイワイン, スコッチウイスキー等のEUの地理的表示の高いレベルでの保護を行う。

— 欧州委員会によるプレスリリースは, 以下参照 —

http://ec.europa.eu/trade/issues/bilateral/countries/korea/pr151009_en.htm

— 主要項目は, 以下参照 —

http://ec.europa.eu/trade/issues/bilateral/countries/korea/memo151009_en.htm

(以上)